

議案第 39 号

平成 27 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

静岡県駿東郡小山町

平成 27 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度小山町の宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 213,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 27 年 6 月 4 日 提 出

小 山 町 長 込 山 正 秀

平成 27 年 月 日 議 決

小山町議会議長 米 山 千 晴

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1,000	5,500	6,500
	1 繰越金	1,000	5,500	6,500
3 事業債		0	70,000	70,000
	1 宅地造成事業債	0	70,000	70,000
歳 入 合 計		138,200	75,500	213,700

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		2,000	75,500	77,500
	1 宅地造成費	2,000	75,500	77,500
歳出合計		138,200	75,500	213,700

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
宅 地 造 成 事 業	千円 70,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2款 繰越金	1,000	5,500	6,500			
1項 繰越金	1,000	5,500	6,500			
1目 繰越金	1,000	5,500	6,500			
				1 繰越金	5,500	1 前年度繰越金 5,500
3款 事業債	0	70,000	70,000			
1項 宅地造成事業債	0	70,000	70,000			
1目 宅地造成事業債	0	70,000	70,000			
				1 宅地造成事業債	70,000	1 宅地造成事業債 70,000

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2款 事業費	2,000	75,500	77,500		70,000		5,500				
1項 宅地造成費	2,000	75,500	77,500		70,000		5,500				
1目 宅地造成費	2,000	75,500	77,500		70,000		5,500				
								17 公有財産購 入費	75,500	(2) 宅地造成費 17 用地	75,500 75,500